

Title	英国所得税法改革に関する新研究(下)
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.4 (1921. 4) ,p.485(17)- 508(40)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210401-0017

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

り、従つて又たそれが自然の放射に依りて創造せる現體其の者に對して優越し且つ先在せる善若しくは絶對の善性たるなり (Parmenides, 132; Timeus, 48. 49; Weber, p. 101.)。

(附記一) 吾人は曾つて本誌上に於て「古代及び中世に於ける共產主義的思想とトマス・モリアのユートピア」を論ずるに當り、希臘思想家の抱懷せる共產主義的思想を述べて、プラトンの「ポリテイア」に及びり第十三卷第四號所載、拙著「經濟學史研究」再録。今茲に之れを主題として取扱ふに當り、茲きに引用し、論述せる所は出來得る限り之れを反復することを避けたり。

(附記二) 「ポリテイア」は木村憲太郎氏之れを「理想國」と題して、其の「プラトオン全集」第二卷に譯載せり(明治三十九年發行)。又た近く田中萃一郎博士は雜誌「大觀」誌上に「プラトンの理想國」と題して其の論評を試みたり。洵に皮肉の間を穿てる博士一流のプラトオン觀と稱す可きものなり。(同誌第四卷第一號所載)。最近帝國大學助教授友枝高彦氏亦た其の「國家と理性」に於てプラトオンを基礎とせる國家觀を述べたり(國本第一卷第三號)。讀者諸君の參讀を乞ふ。

英國所得稅法改革に關する新研究 (下)

堀江 歸一

差別課税の問題

差別課税の主義と稱せられるのは、勤勞所得に對して、稅率を輕くし、財産所得に對して、之を重くするものに外ならない。兩種の所得は假令ひ其金額に於て同一であつても、納稅力に高低の差の存するとは、論を俟たないのであるから、差別課税の主義を稅法に採用することは、固より必要とする所である。而して現行法では此の主義は如何に適用されて居るかと云へば、二千五百磅以下の勤勞所得に限り、財産所得に對する稅額よりも、所得一磅に付き九片の減率を施すことの定めである。隨つて百三十磅から二千五百磅に至る諸階段の所得が財産所得であると、勤勞所得であるに依つて、稅額が違ひ、又其違ひ割合も所得の大小に依つて、大に異なるのである。其詳細は左に表示する所を見れば明であらう。

所得額	其財產所得なる時に適用 する、税額(所得一磅 に付き)	其勤勞所得なる時 に適用する、税額 (同上)	所得一磅に對する九片の 差別が財產所得の税額に 對する割合
一三〇一五〇〇	三志	二志三片	四分の一
五〇一、〇〇〇	三九片	三	五分の一
一、〇〇一、五〇〇	四六	三九	六分の一
一、五〇一、〇〇〇	五三	四六	七分の一
二、〇〇一、五〇〇	六	五三	八分の一

右の表に據ると、現行法の如く財產所得の大小に據つて、税額に高低の差を設けながら、勤勞所得には其大小に拘はらず、一率に税額に九片の減率を行つて居る爲め、結局小額の財產所得に對して、餘程嚴しい負擔を加へることゝ爲るのである。然も斯る財產所得は當初から立派な財産が存在して居つて、爲めに生じたものであるかと云へば、必ずしもさうではなく、寧ろ人が勤勞所得の一部を蓄積して、一個の財産を作り上げ、其利子として、收得して居るものであるとしたならば、單に財産所得であると云ふ故を以て、前表に示す如く、勤勞所得に比して、大なる懸隔を設けるのは、當れりとしめない。斯くて委員會は小額の財產所得に對する不公正を除却し、且つ税法の適用を簡單にする爲め、所得を査定する場合に、勤勞所得に限り、其所

得額の十分の一を控除し、斯くて生じた殘額に財產所得に對すると同じ税率を適用し、之を以つて差別課税の目的を達することを提議したのである。何故に控除率を十分の一としたかと云ふ點に就ては、委員會が單に「吾人の主張する控除率は十分の一であつて、此程度の控除を施したならば、今日小額の財產所得に對して行つて居る不公正の差別を適當の割合に減ずることが出來ると共に、多額の財產所得に過大の利益を與へるに至らないであらう」と極めて抽象的に述べただけで、此以上に何事をも説明して居らないのは、吾人の頗る不満足とする所である。

元來勤勞所得と財產所得とに關する差別課税の制度は英國の所得税法に於ては、近年に爲つて發達したものである。固より之を主張する議論は千七百九十八年ピットが始めて所得税法案を議會に提出した當時から、行はれて居つたのであつて、唯當時の輿論の蒙昧であつた爲めに、其實行を許さなかつた次第である。現に千七百九十八年下院に於て、一議員が差別課税の必要を唱道した際、ピットが之に答へて「此種の不公平を愁訴する者があるとするれば、其れは財産の分配を嗟歎し、社會の組織を非難する者に異ならない、之を救濟することを計畫するが如きは、他

國に於ける無用有害なる實例に従うとするものである」と述べたと云ふことに徴しても、其一斑を知るに難しとしない。斯の如き意見が大なる勢力を持つて居つたればこそ、差別課税の主義は一世紀以上を通じて英國に實行されるに至らなかつた。然も時勢は何時までも斯る保守的態度の持續されることを許さない、千九百六年差別課税と累進課税との二問題を研究する爲めに組織された委員會では、年額三千磅以下の所得に對して、差別課税の實行し得られること、之を實行する方は勤勞所得に對して、基本税率より幾分か低い税率を課するのであること、この二點を報告したが、此意見は直に翌年を以つて採用され、千九百七年の財政法は所得年額二千磅を超過せざる場合に限り、基本税率一志の代りに九片の税率を適用することとした。是れが端緒と爲つて、爾後の財政法は相次いで差別の程度を高くし、結局前記の如く、年額二千五百磅以下の所得に適用される五種の差別税率を定めることと爲つたのである。

斯う云ふ差別課税に關する歴史的事實から考へると、千九百十九年の委員會が報告するように、單に勤勞所得の課税價格を査定する場合に所得の一割引と云ふことにして、差別課税の目的を達しようとするのは、施設として、甚だしく退歩的のものとして考へられざるを得ない。唯右の如き決議が委員會で成立したのは、要するに多數英國人の腦裡に今日尚ほ租税の公平よりも、簡單と云ふことが重要な條件である、否租税を簡單にするので、公平と云ふ條件も追隨し來るものであるとする信念が潜在して居る結果であると見られるのである。

税率累進問題

英吉利の所得税法では、從來成る可く累進税法の適用を回避し、比例税主義を一貫する趣が特に著しかつた。現に千八百四十二年から千八百五十三年に至る十二年間所得税は免税點以上の所得に對し、總て一率で賦課されたことがあり、其後小額の所得に對して、課税の負擔を軽くする場合に於ても、之を軽くする方法を何に求めたかと云へば税率其ものを上下するのではなく、所得の一部控除を許して、納付され可き税額を減ずることとした。此一部控除に依つて、一種の累進税法を實現する方法は今日に於ても税法の一部と爲つて居る。現行の規定は左の如きものである。

所得	控除額
一三〇—四〇〇磅	一三〇磅
四〇〇—六〇〇	一〇〇
六〇〇—七〇〇	七〇

斯く英國で累進稅法の實施に躊躇したのは、要するに舊來の僻見の然らしめたものである。現に千八百六十一年の所得稅調查委員會の委員長であつたハツパードの如きは、累進所得稅を以つて、社會主義の誤謬に陥るものであると貶し去り、ジエト、エス、ミルも亦右の委員會に與へた證言の内に於て「累進所得稅の理論には、殆ど正義の認められ可きものはなく、寧ろ全然不公正な課稅法であつて、累進的盜賊に外ならない」ことを切言した。随つて千八百六十三年以來所得に對する一部控除の制度が認められ、控除額が相次いで増加することと爲るや、世間には之を以つて無意識の間に累進稅法の基礎を築くものであるとして、反對を試み、又前記ハツパード氏は「租稅は社會全體の利益の爲めに課せられるものであるから、同一の比例で各人に課せられなければならぬ」と云ふ租稅分配に關する勤勞實費說に類するが如き意見を述べた。然し是等の意見たる、後にグラッドストーン氏自身が

自白した如く、古き且つ道理なき反對論であつて、租稅に關する近代學說に對抗し得られ可きものでない。英吉利の實際家で、最も早く所得稅法に累進稅主義を適用しなければならぬことを認めたのは、サー、ウキリヤム、ハーコートであつて、千八百九十年「租稅の賦課される率は小額の所得に對して、之を軽くしなければならぬ。是れが財政の健全なる原則である」と聲言したが、千八百九十四年大藏大臣の職に就くや、直に控除の規定を擴張した、唯ハーコート氏は餘りに廣く控除規定を適用したならば、結局源泉課稅法を棄てて、綜合所得に對する個人の報告を徴さなければならぬことと爲るのを恐れた、詰り累進主義の適用を以つて、行政上の見地から實行し得られないものと考へた次第である。

然しながら所得稅法に於て、累進稅法を適用するには、種々の方法があつて、必ずしも一を以つて之を律するを得ないのである。私は此機會に於て、委員會の調査を基礎として、累進稅の適用法を示さうと思ふ。

(a) 所得稅は控除法に依つて、累進稅と爲る。例へば個人に對して課す可き稅金を算出する場合に、百磅を所得額より控除し、殘額に對して、一率の課稅を加へ

るとする。此場合に百磅又は其以下の所得に對しては、全く課税されない。百五十磅の所得を有する者には五十磅に對して課税されるだけであるから、此納税者は本税率の三分の一の率を以て、課税されたと同じであり、所得二百磅の者には、同一の理由で、本税率の二分の一の率を以つて、課税されたことと爲る。試みに總ての所得に對して、百磅を控除した場合に、一割の税率が如何に變化して、累進税の實を擧げるに至るものであるか、左の一表に依つて、自ら明瞭と爲るであらう。

所得額	課 所得額	實際の税率
一一〇磅	一一〇磅	〇・九
一五〇	五〇	三
二〇〇	一〇〇	五
五〇〇	四〇〇	八
一、〇〇〇	九〇〇	九
五、〇〇〇	四、九〇〇	九八
一〇、〇〇〇	一〇、九〇〇	九九五

(b) 第二の累進税法は第一の方法よりも、直接のものであつて、例へば五百磅を境界とし、其以下の所得には一磅に付き二志の割合で、其以上の所得には、二志よ

りも高い割合で課税することとしたならば、最も簡單に税率累進の目的を達するのである。

(c) 次の方法は税率は之を一定のものとして置きながら、之を所得に適用する場合に、所得の總額に就て、課税しないで、各種金額の所得の或る部分に課税することとし、小額の所得に於けるよりも、大額の所得に於て、課税する部分を多くするのである。

(d) 最後の方法は或る金額を超過する所得に對して、増加率即ち超過税を適用するのであつて、而して此超過税は控除法に依つても、又税率其ものの移動に依つても、之を累進せしめ得るのである。

是等の方法は單獨でも、又相合しても、自由に適用し得る譯であつて、現に英國の如き千九百九年までは控除法ばかりで、累進税の實を擧げようとして居つたのである。斯く考へたならば、源泉課税法と累進税法とは、必ずしも絶對に兩立し難いと稱す可きものではない、唯是等兩法を調和するに就て、多少の工風を要するに止まるものと云はなければならぬ。現に此事は英國の所得税法に於て、年來の一問

題であつた。之を解決する爲めに、組織された千九百六年の調査委員會に於ても大額の所得に重税を賦課したならば、資本を海外に驅逐するであらうとか、個人に就て、綜合所得を申告させて、其正確を得るのは、事實困難であるとか云ふような反對論もあつたが、結局委員會の決議は左の如き形に於て、纏まつたのである。

一部控除法に依る累進法は所得一千磅か、或は之を少し超過した程度位のものに行ひ得られるに過ぎない。蓋し一部控除法には、税金下戻の手續が伴うのであつて、前者が擴張されれば、後者亦繁多と爲らざるを得ないからである。而して委員會は源泉課税を廢止して、直接の人身的査定を施すことを以つて、實行し得べきものと考へない一方に、大金額の所得に對して超過税を賦課する、即ち現行の租税と相違し、又之を補助する第二の所得税を賦課することとし、其爲めに納税者をして總ての源泉から收得する所得を申告させる方法を採用することは、多少の不利益と困難とはあるとしても、尙ほ實行に値するものと考へるのである。

千九百九年所得税法の改正に際し、英國で始めて超過税法の採用されたのは、如上の關係に基くものであつて、最初は五千磅以上の所得に限つて、超過税を賦課するに止まつたが、千九百十八年以來超過税の賦課される限度は二千五百磅に引下げられた一方に、税金の最高額は所得一磅に付き四志六片に上つたのである。今度の委員會で税率累進の問題は如何に取扱はれたか云へば、報告書第百二十八節は「租税の直接累進は多年間劇しく攻撃された制度であるが、今日は一般に原則に於て正しく、實際に於て必要であると承認されるに至つた」と斷定し、實際の方法としては、所得が二百二十五磅以下であるときには、各種の寛典に基いて、所得を控除した課税所得を指す税率を標準税率の半額とし、二百二十五磅を超過するときには、其超過する分だけに、税率の全額を課し、二千磅以上の所得に對しては、現行の超過税率よりも、少し強い割合の超過税を賦課しようとするのであつて、詳細の税表は左の如くである。

	現行税率	委員會税率
最初の二、〇〇〇磅	ナシ	ナシ
次の 五〇〇	一志	一志六片
次の 五〇〇	(即ち所得) 二、五〇〇磅まで)	
次の 五〇〇	(三、〇〇〇磅まで)	二

次の 一、〇〇〇	(四、〇〇〇磅まで)	二	二六
次の 一、〇〇〇	(五、〇〇〇磅まで)	二六	三
次の 一、〇〇〇	(六、〇〇〇磅まで)	三	三六
次の 一、〇〇〇	(七、〇〇〇磅まで)	三六	四
次の 一、〇〇〇	(八、〇〇〇磅まで)	四	四六
次の 一、〇〇〇	(九、〇〇〇磅まで)	四	五
次の 一、〇〇〇	(一〇、〇〇〇磅まで)	四	五
次の 一、〇〇〇	(二〇、〇〇〇磅まで)	四六	五六
次の 一、〇〇〇	(二〇、〇〇〇磅を越ゆる金額)	四六	五六

右の如く委員會が二千磅以上の所得に超過税を賦課することとし、殊に所得の増加するに随つて、超過税率を高くしたのは、一方に税法に於ける改正即ち免除點の引上や、妻、家政管理人、兒童等に對する寛典の爲めに、減少せんとする収入を填補する趣意に基いたものと稱される。如何に英國に於て税法改正の行はれる度毎に、民主的傾向の強くなりつつあるかを示すに足りるであらう。

源泉課税問題

源泉課税法は英國所得稅の徵收に於て、最も重要視されて居る點である。今度の委員會に於ても、多數參考人の證言を徵したが、彼等は何れも所得稅をして有效

のものたらしめようとするには、源泉課税法が維持されなければならぬ、蓋し所得稅收入の約七割は所得の依つて生ずる源泉から、税金の納付に利害關係を持たない人々に就て徵收される次第であるからである。と云ふ意見を述べた。是れは餘程深く英國官民の腦裡に浸潤して居る意見であつて、從來幾多の委員會が開かれても、盡く此意見が承認されて、今日に至つたのである。元來英國で源泉課税法の用ひられるように爲つたのは、千八百三年であつたが、千八百四十二年所得稅再課の際に亦襲用されて今日に至つた來歴を持つて居る。千九百十年以後の超過税法實施は個人に就て所得の總額を報告させ、綜合所得に對して、課稅する點に於て、一紀元を劃したものであつた。既に此點から源泉課税法の破れ出した爲めか、近年に爲つて、總ての源泉から生ずる所得を個人の手元で直接に綜合させて、之に課稅する方法を行ふのが簡單であると云ふ説を生ずるやうに爲つた。詰り純粹の又徹底した比例税法であれば、源泉課税法は、最も簡單に行はれもするが、今日の如く所得の一部控除あり、差別課稅あり、各種の寛典あり、免除あり、超過税法あつて、是等の適用上、一々綜合所得の調査を必要とするとならば、源泉課税法の利益は

果して何處に之を求められるであらうか、假令ハ利益はあるとしても、其價值は餘程減損したものとしなければならぬ。是れが源泉課税を棄てよと云ふ論者の第一に根據とする所である。

更に此外に第二の論據がある。現行法の下で一方に生計最小必要費に對する免稅や、一部所得に對する控除の規定と相並行して、源泉課税法を適用して行くと、一旦總ての所得に對して、其由つて生ずる所に就て、本稅率に従つて税金を徵收しながら、更に納稅者の届出に依つて、曩に徵收した税金の全部なり(生計最小必要費免稅の場合)又は其一部分なり(一部所得に對する控除の場合)を國庫から返戻しなければならぬことと爲る。固より之を返戻するのは、英國所得稅法に於て、所得稅の負擔を公平ならしめる所以であるから、此返戻制度に對して兎角の議論の起る可き筈はない、唯委員會で問題と爲つたのは、後に返戻す可き税金を一旦徵收する、殊に其徵收は概して小額の所得を有する納稅者に行はれ、彼等から彼等の手元で一時利用され可き富を奪い去つて、彼等に特殊の負擔を加へると云ふ點であつて、斯る非難の起る源は源泉課税法と各種の免除控除制度と相並行する一事に存す

るのであるから、源泉課税其ものを廢止す可しと主張されるに至つたのである。然しながら委員會に於ては上記二個の理由の孰れを以つてしても、源泉課税法を廢棄するに足るものとは考へない、即ち報告書第百五十六節に於て、千九百五年並に同六年の委員會は共に源泉課税法を可なりとする點に就て、強硬の意見を發表したが、吾人も亦此制度が國庫收入に與へる保證は他の總ての考を凌駕すると信ずるのである。税金返戻を簡便にすることが出来るかどうか、又累進稅法に改正が加へられるかどうかは別問題とし、吾人の信ずる所を以てすれば、今日に於て、不注意か詐欺か、其孰れに基くを問はず、税金の漏脱の起らうとする場合に、之に對して唯一の保障であり、多年實行され來つた制度を廢棄することは、事情の許さざるものであるとする。之を廢棄したならば、收入に大なる缺損を生じ、又廉直で、注意深き納稅者に對して、負擔の不正なる股份を課せざるを得ない」と云ひ、一方に合衆國で採用される源泉報告制度(System of information at source)を以つて、不満足のものであるとしたことの如き、英國に於て今日依然として源泉課税法を可なりとする意見の旺盛であることを示す證左とするに足りるであらう。而して最後に私

は此問題に就て内國稅務局員であるホプキンス氏が委員會に呈示した意見を引抄して、源泉課税法の何としても廢棄す可からざるものである理由を明にしたいと思ふ。ホプキンス氏は曰く

源泉課税は納税者をして所得税に就ての自分の分前を支拂う場合に、不注意無識又は詐欺に依つて支拂う可き税金を漏脱する機會を得せしめない結果、脱税を防止する重要な保障と爲るのである。如何なる時期に於ても、又如何なる場合に臨んでも、此制度を廢棄することは重大な損害を醸さざるを得ないが、殊に今日のように、税率が非常に苛重に爲り、納税者に脱税を行ふ誘惑を與へて、已まない時代に於て源泉課税を廢止したならば、慘憺たる結果を生ぜざれば已まないであらう。私の判斷に間違なしとすれば、源泉課税法の廢棄は國庫の収入に年額五千萬磅以上の減損を生せしめるに至る。此程度の収入減損を填補するには、所得税率を所得一磅に付き六志から七志三片に加重しなければならぬ。廉直の納税者が不正直な納税者の所業に對する賠償として、年々税率に五分の一以上の増加を受けるものであると知つたならば、彼等の憤懣は必ず何等かの

形で、其結果を暴露しなければ、已まないであらう。

更に此問題に關して、委員會に於て生じた議論中、私をして特に興味を持たせたのは、參考人の一人であるハロルド、コックス氏が源泉課税法を利用して、賃銀收得者にも所得税の負擔を及ばさうとした一事である。即ち氏は所得税を一般に普及し、何人も公民權を要求する以上は、必ず所得税の納税者であると云ふ状態を現出し、一方に賃銀收得者に對しては、事業主が彼等に賃銀を支拂う場合に、其支拂う賃銀の内から所得税に相當する金額を控除することにしたならば、アダム、スミスの租税四原則の一に云ふ「租税は納税者に取つて、最も便利である時期に、又最も便利である方法で拂はれ可きものである」と云ふ個條に適合するものと考へられる。蓋し賃銀收得者は一週間の賃銀で、其週間の生活を律する次第であるから、今日の如く一年四回比較的纏まつた金額を所得税として、徴收されることは、甚だしく不便であると云ふ理由を述べたのである。所得税を賃銀税とすることが正しいかどうかは、姑く別問題とするが、事實は賃銀額の高く爲る一方に生計最小必要額の思ひ切つて引上げられない結果として、所得税亦賃銀税たらんとしつつある、而し

て又之を賃銀税たらしめなければならぬと云ふ説も次第に強く爲つて居るのである。例へば千九百十四年十一月十九日アーサー・ヘンダーソン氏は下院の議事に於て労働者階級を遇する唯一の公正なる道は累進賃銀税を賦課するのであつて、他日大藏大臣は此事が公正な唯一の道であると感ずるであらうと述べたが、フキリツプ、スノーデン氏は千九百十八年五月十四日の議事に於て更に露骨に「吾人にして一國の政策を支配するに足る社會の一大區劃を存しながら、其區劃をして國家の政策に伴う財政上の負擔を免除せしめるとしたならば、此位ひ一國の利益に取つて、害惡を及ぼすものは、他に其類を見ないであらう」と斷言した。賃銀にまで廣く課税を及ぼして、所得税法を厲行するのは、政策上に於て、得策であるかどうかは姑く措き、賃銀に課税することが正しく又課税される餘裕が賃銀收得者に存するものである以上は、源泉課税法を適用するのが、最も簡便の方法であるとしなければならぬ。

脱税防止問題

英吉利の所得税は世界に於ける同種の租税を通じて脱税の行はれることの最

も少ないものと稱されるが、今回の委員會で調査した所に據れば脱税の方法は種々の方面に行はれて、已まない。委員會は世間に悪影響を及ぼす故を以つて、詳細の脱税法を公表することを避けた。又脱税の金額も相當の數字に上るようである。現に内國稅局の代表者は委員會に於て、脱税に依る收入の減損が幾何に上るか云ふことを公式に發表することを避けたが、尙ほ稅務吏員を増加し、行政を改善し、刑罰を嚴酷にしたならば、爲めに生ずる增收は五百萬乃至一千萬磅に達するであらうと證言した程の次第であり、他に同様の證言もあつた。

元來脱税は今日如何なる租税にも行はれる弊風であるが、其れが特に所得税に著しいのは、所得税の目的物たる所得の金額を知る者は多くの場合に於て、納税者に限られ、他人をして之を窺知せしめるを許さないからである。納税者は自己の所得に就て申告をするが、斯く申告された所得を稅務署で査定する場合に、證憑とする所のものは部分的であり、又不完全ならざるを得ない、納税者も亦之を知るので、殊更に最初から申告を不完全にして置いて、査定漏れを僥倖しようとするに至らざるを得ない。斯る弊風が行はれば、行はれるだけ、租税を負擔す可き人が其

當然の負擔を他人に移すことと爲るのであつて、是れでは如何にしても租稅負擔の公正は之を實現するを得ないのである。

如何にして國家は脱稅の弊風を防遏す可きものであるか、此問題は敢て今日に始まつたものでなく、以前から屢々議論されて居るが、近年英國で所得稅の稅率の加重したに隨つて、資力並に意思の共に薄弱である納稅者の間に行はれる脱稅の甚だしく爲つたのは、争う可からざる事實であつて、遂に今回の委員會の議にも上つたものと思はれる。此場合に私が感嘆したことが委員會報告書の一節にある。即ち委員會が脱稅防遏の急に驅られて、國民經濟なり、財政なりの根幹に大なる損害を與へてはならないと警告した點であつて、其要旨を引抄すれば、左の如くである。

脱稅に對しては、之を取締る爲めに、種々の點に於て、行政上の權能を強大にしなければならぬ。然し此點に關して、吾人は二ツの危險を避けなければならぬ。一方に從來經驗の教へる所に據ると、稅法の成功を保證するには、公衆が法律は公平に、又確實に施行されて居り、脱稅や、詐欺は防遏されると共に、其發見される

毎に、所罰されると云ふ信念を持ち、他の一方に行政上の方式や、行爲を如何に嚴重にすることが必要であるとしても、産業に妨害を加へたり、當業者を憤らしたり、又租稅をして充分の收入を國庫に齎さしめるに必要な國民の好感を破壊したりしないようにすることが必要である。(報告書第六百三十節)

脱稅防遏と云うと、恰も檢察官が犯罪人に對すると同様の嚴峻極まる態度で、之に臨まうとするのが世間一般の風であるが、嚴峻の取締や、苛酷の制裁が祟りをし、一國の稅源其ものを枯渴させたならば、誠に勞して益なきこととせざるを得ない。然しながら租稅立法を極めて偏狹の立脚地から、案出すると往々にして此種の弱點に陥ることを免かれない、英國の委員會が右の報告書に掲げられた意見を公にしたことは、斯る流風に對して、好個の教訓を與へたものとす可きであらう。然らば委員會は脱稅防遏法として、如何なる政策を必要としたか。先づ脱稅の最も多く行はれると稱せられるスケヂュールドの所得に就ては、其査定に就て、左の如き方法の實行を必要とした。

(a) 必要に臨んでは、納稅者は帳簿を備へて居るや否や、帳簿は監査を受けたも

のなりや否や受けたとすれば、何人に依つて爲されたかを告知する義務を負うこと、

(b)スケヂュールDの申告に就ては、如何にして申告した所得金額が算出されたかを示す納税者自身の計算書類の寫を提出すること、

(c)所得税に關して、納税者たる依頼人の計算書を提出する公共監査人は、税務官の請求に従ひ、監査の程度並に性質を示す證書を提示す可きこと、

(d)貯藏品の評價に關して、一般に用ひられて居る證書は總て之を公式のものとし、且つ總ての商業に應用すること、

(e)組合の申告書には英國内に居住する業務擔當社員並に他の社員一名をして署名させ、會社の申告書には専任重役並に書記をして署名させること。

然しながら斯く所得申告の手續を幾ら嚴重にした處で、納税者が故意に申告を詐つた場合には、之を發見するの如くなる手段を講ず可きものであらうか、委員會は之に對して、左記の數策を必要としたのである。

(a)收税官は申告に關係ある計算書の提出を要求する権利を持たなければな

らぬ。而して此計算書は納税者自ら之を證明し、損益勘定書並に貸借對照表を添へ、是等にして監査人の監査を受けたものであれば、監査人をして署名させること、

(b)收税官は右の外、申告に關する書類を徴し、原簿の提出を命じ、之を檢查する権利を持つこと、

(c)銀行は收税官の照會を受けたならば、或る人が銀行に勘定を開いて居るや否やを答へる義務を負うこと、

(d)契約に關する官公署の記録は總て收税官の請求に依り、同官に致されること、

(e)收税官は外國の配當金並に送金の査定に關し、納税代理人の手元に在る帳簿並に文書を檢查する権利を持つこと、

右に掲げた査定法の改正が行はれたならば、委員會の考では、申告上に於ける偶然的の錯誤なり、故意の漏脱なりが盡く除却されて、國庫に七百萬乃至八百萬磅の増收を生じると云ふことである。

要するに廉直であり、又細心である納税者の爲めに、法規を厲行することは、最も必要であつて、總ての納税者をして自分が脱税を企てたならば、此事が原因と爲つて、自分等の仲間である他の納税者に盡く不當の負擔を加へる結果を來すのであつて、斯る所業は最も卑む可き、又憎む可き所であると云ふことを理解させなければならぬのである。

以上論述した所に據れば、今回の所得稅法調査委員會の報告した意見は必ずしも奇抜のものでもなければ、突飛のものでもない。寧ろ今日まで發達し來つた稅法に對して、時勢の要求する改正を加へようとするに止まるのである。或は是れは從來の收入を保全すると云ふ見地から打算すれば、已むを得ざる處置であるかも知れないが、同時に委員會の提唱した改正意見に充分の可能性を有せしめることと爲るのである。私は英國政府が如何に此大財源に關する立法を改正するかを刮目して、待たうと思ふものである。

近時の物價政策論 (續稿)

氣 賀 勘 重

四

要するに供給の制限は需要者の購買能力の許す範圍内に於て市價を引上げるの效果あること疑なく、單に人心の恐怖に出づる市價の下落の如きは之に依りて殆ど全く之を阻止するを得可しと雖も、併し實際に此種の政策を實行せんとするに際しては其實行又は永續を困難ならしむる幾多の事情なきに非ず。

先づ其第一困難は餘剩供給力の處分問題なり。蓋し人爲的に供給を制限せんとする以上、其供給の一部分は之を不賣の状態に置かざる可らず。在荷の賣控を決定せんとせば商人又は生産者の手許在荷の一部分を貯藏せざる可らず。生産の減縮を實行せんとせば其餘剰生産力即ち機械並に労働者の一部分を休業せしめ原料補助材料の一部分を貯藏せざる可らず。此目的を達せんが爲には同業者